部長及び参事官　　刑企発第439号
殿　　（情管、生企、交企、備一）
所　属　長　　令和６年12月23日
10年保存（口訓）
本　部　長

証拠物件の合理的かつ適正な管理等について（通達甲）

証拠物件の管理等については、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）及び犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第２号）に定めるもののほか、「証拠物件取扱保管要領の制定について（通達甲）」（平成28年３月14日刑企発第122号）、「証拠物件の全件押収の実施について（通達甲）」（平成28年11月24日刑企発第513号）、「証拠物件一括管理要領の制定について（通達甲）」（平成28年11月24日刑企発第514号）等に基づき行っているところ、この度、これらの通達甲等を整理し、証拠物件の管理の基本等について取りまとめ、令和７年１月１日から運用することとしたので、各所属にあっては、引き続き、証拠物件の合理的かつ適正な管理等に努められたい。

記

１　証拠物件の管理の基本

証拠物件の管理を行う者は、以下の点に留意するものとする。

(1)　証拠価値の保全

証拠物件は、犯罪の立証のための重要な資料であるだけでなく、所有者等の私法上の権利に関わるものでもあるため、滅失、毀損、変質、変形、混合又は散逸（以下「滅失等」という。）することがないように注意し、必要により写真撮影するなど証拠価値の保全に努めること。

(2)　個人保管の禁止

証拠物件の滅失等の事故が発生することがないよう、必ず定められた保管設備（３(2)アの設備をいう。以下同じ。）において証拠物件を保管すること。

(3)　速やかな送致・還付等

ア　送致（送付を含む。以下同じ。）すべき証拠物件は、検察庁と協議して、早期の送致に努めること。また、検察庁に送致した証拠物件で警察において保管しているものについても、検察庁と協議するなどして、早期の保管転換に努めること。

イ　捜査上留置の必要がない証拠物件は、可能な限り速やかに、還付（仮還

付を含む。以下同じ。）、還付等公告又は廃棄の手続を執ること。

(4)　証拠物件管理システムによるデータ管理

高知県警察ＷＡＮシステム上の証拠物件管理システム（以下「管理システム」という。）を効果的に活用し、証拠物件の確実な保管・管理を徹底すること。

2　定義

この通達甲における用語の定義は、次のとおりとする。

(1)　証拠物件

犯罪捜査に関して押収した物件及びその換価代金をいう。

(2)　長期保管

最初に証拠物件を押収してから３か月を経過した事件に係る証拠物件の保管をいう。ただし、近く事件処理を終結し、全ての証拠物件の保管を解除する見込みが確実にある場合を除く。

(3)　短期保管

長期保管以外の証拠物件の保管をいう。

(4)　仮出し

取調べ、鑑定嘱託等のため、証拠物件を保管設備から一時的に出すことをいう。

(5)　返納

仮出しを受けた証拠物件を保管設備に戻すことをいう。

(6)　払出し

送致、移送、還付、還付等公告に基づく国庫帰属、廃棄、換価処分等のため、証拠物件の保管を解除することをいう。

(7)　一括管理

県本部の事件担当所属又は署（以下「署等」という。）において保管中の証拠物件の適正な管理に支障が生じることから、当該証拠物件を県本部が管理する倉庫（以下「本部管理倉庫」という。）において保管することをいう。

(8)　封印措置

同一事件に係る複数の証拠物件を、収納袋又は収納箱（以下「収納袋等」という。）に収納し、封印を施すことをいう。

(9)　開披

仮出し等のため、封印措置が執られた収納袋等を開封することをいう。

3　証拠物件の管理

証拠物件の管理は、原則として次のとおりとする。

(1)　管理体制

ア　管理責任者

証拠物件の管理等について総括的に責に任ずる者として、次の者をもって充てる。

(ｱ)　県本部

事件担当所属の所属長

(ｲ)　署

署長

イ　取扱責任者

証拠物件の取扱いについて責に任ずる者として、次の者をもって充てる。

(ｱ)　県本部

管理責任者が指名した当該事件を担当する警部以上の者

(ｲ)　署

事件担当課長の職にある者

ウ　保管責任者

保管設備（鍵を除く。）の管理及び証拠物件の保管について責に任ずる者として、管理責任者が指名する者をもって充てる。

なお、管理責任者の指名により、取扱責任者が兼務することができる。

エ　職務代行者

当直時間帯（高知県警察処務規程（平成17年４月本部訓令第８号）第12条の当直員の勤務時間をいう。以下同じ。）等、取扱責任者又は保管責任者の不在時にその任務を代行する者として、管理責任者が指名する者をもって充てる。

(2)　保管設備

ア　管理責任者は、所属内の適当と認められる場所に、十分な広さ、構造等を有し、かつ、施錠機能を具備した次の証拠物件専用の設備の設置に努めること。

(ｱ)　短期保管庫

証拠物件（(ｳ)から(ｵ)までに保管するものを除く。）を短期保管するための設備

(ｲ)　長期保管倉庫

証拠物件（(ｳ)から(ｵ)までに保管するものを除く。）を長期保管するための設備

(ｳ)　特殊物件保管庫

現金、有価証券、貴金属その他の貴重品、銃砲刀剣類、火薬類及びこれらに類する物、覚醒剤取締法、麻薬及び向精神薬取締法、あへん法及び大麻草の栽培の規制に関する法律の各違反に係る薬物等を保管するための設備

(ｴ)　口腔内細胞等用冷蔵庫

口腔内細胞等のＤＮＡ型鑑定資料及び冷蔵・冷凍保存を要する証拠物件であって、速やかに科捜研へ鑑定嘱託するものを保管するための冷蔵庫

(ｵ)　ＤＮＡ型鑑定資料等用冷凍庫

ＤＮＡ型鑑定資料、同資料の残余及びＤＮＡ型鑑定試料の残余（以下「ＤＮＡ型鑑定資料等」という。）並びに冷凍保存を要する証拠物件（(ｴ)に保管するものを除く。）を保管するための冷凍庫であって、マイナス20度以下で冷凍保存が可能なもの

(ｶ)　当直用証拠物件保管庫

当直時間帯に押収した証拠物件（(ｳ)から(ｵ)までに保管するものを除く。）を保管するための設備

イ　保管設備内は、年別及び事件別に区分するなどして、他の事件の証拠物件と混同しないような措置を執ること。

ウ　証拠物件が大量又は長大物件であるなどの理由により、定められた保管設備に保管できないときは、一括管理、当該証拠物件が保管可能な設備を一時的に設置する方法等により保管すること。

エ　建物の構造等により短期保管庫と長期保管倉庫を別設備として設置できないときは、同一設備内で間仕切りを設置するなどし、それぞれの証拠物件が混在しないよう確実な措置を執ること。

オ　保管設備の鍵は、原則として取扱責任者が管理し、当直時間帯等は職務代行者に代行させることができる。

なお、当直用証拠物件保管庫の鍵については、この限りでない。

(3)　管理要領

ア　保管開始時

(ｱ)　警察官は、証拠物件について、押収後直ちに還付することが確実な場合を除き、当該証拠物件を適宜の箱等により確実に整理をするなどした上で、速やかに取扱責任者に引き継ぐこと。

(ｲ)　取扱責任者は、(ｱ)により引継ぎを受けた場合又は他の所属等から事件の移送、引継ぎ等のため証拠物件の引渡しを受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなどし

た上で、速やかに保管責任者に証拠物件の保管措置を執らせること。

(ｳ)　保管責任者は、(ｲ)により保管の指示を受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなどした上で、直ちに証拠物件を適切な方法で保管設備に保管すること。

(ｴ)　当直時間帯に証拠物件を押収した場合の手続については、別に定める。

イ　仮出し時

(ｱ)　警察官は、保管設備に保管中の証拠物件の仮出しを行う場合には、取扱責任者にその理由を明らかにして承認を受けた上で、保管責任者に証拠物件の仮出しを依頼すること。

(ｲ)　保管責任者は、(ｱ)により仮出しの依頼を受けた場合は、取扱責任者から必要な保管設備の鍵を受領し、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなどした上で、警察官に証拠物件を引き継ぐこと。

(ｳ)　警察官は、(ｲ)により仮出しを受けた場合には、証拠物件を適切な方法で取り扱い、仮出しの必要がなくなったときは、速やかに返納の手続を行うこと。

ウ　返納時

(ｱ)　警察官は、仮出し中の証拠物件を返納する場合には、保管責任者に証拠物件を返納すること。

(ｲ)　保管責任者は、(ｱ)により返納を受けた場合には、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなどした上で、取扱責任者から必要な保管設備の鍵を受領して、直ちに証拠物件を適切な方法で保管設備に保管すること。

エ　払出し時

(ｱ)　警察官は、保管設備に保管中の証拠物件の払出しを行う場合には、取扱責任者にその理由を明らかにして承認を受けた上で、保管責任者に証拠物件の払出しを依頼すること。

(ｲ)　保管責任者は、(ｱ)により払出しの依頼を受けた場合は、取扱責任者から必要な保管設備の鍵を受領し、証拠物件と関係書類の照合、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなどした上で、警察官に証拠物件を引き継ぐこと。

(4)　点検要領

ア　保管設備

管理責任者は６か月ごとに１回以上、取扱責任者は毎月１回以上、保管

責任者は随時、施錠機能の異状の有無、証拠物件の整理状況の適否等を確認するなど、保管設備を点検すること。

イ　保管設備に保管中の証拠物件

(ｱ)　管理責任者は６か月ごとに１回以上、取扱責任者は毎月１回以上、保管責任者は随時、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなど、保管中の証拠物件を点検すること。

(ｲ)　取扱責任者は、随時、証拠物件に係る事件の公訴時効を確認するとともに、証拠物件の捜査上の留置の必要性を検討すること。

(5)　引継要領

管理責任者、取扱責任者又は保管責任者が交替するときは、証拠物件に関する事務等について必要な引継ぎを行うなど、責任の所在を明確にしておくこと。

４　一括管理

一括管理は、原則として次のとおりとする。

(1)　管理体制

ア　一括管理責任者

本部管理倉庫における証拠物件の管理等について総括的に責に任ずる者として、刑事企画課長をもって充てる。

イ　一括管理保管責任者

本部管理倉庫における保管設備及び証拠物件の管理について責に任ずる者として、刑事企画課次長（第一）をもって充てる。

ウ　一括管理取扱者

一括管理保管責任者の命を受け、本部管理倉庫における保管設備の点検並びに証拠物件の取扱い及び管理に関する事務を行う刑事企画課の証拠物件管理を担当する警部以上の階級にある者をいう。

(2)　本部管理倉庫の指定

高知市布師田所在の県本部庁舎別館３階の管理倉庫を本部管理倉庫とする。

(3)　取扱要領

ア　事前検討

一括管理を行った証拠物件については、事件の捜査を行う署等から物理的に切り離され、捜査主任官等が直接目にする機会がなくなることなどから、管理責任者等は、一括管理を依頼するに当たり、証拠価値を十分に精査し、鑑定すべき点の見落としがないかなどについて改めて吟味を行うこと。

イ　一括管理又は返還時

証拠物件を一括管理又は署等に返還する場合には、署等の警察官と一括管理取扱者等が、１点ずつ、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなど、確実な引継ぎを行うこと。

なお、封印措置が執られた状態で一括管理又は返還してはならない。ただし、透明の収納袋に在中しているなど、外部から容易に証拠物件が確認できる場合は、封印の開披を要しないものとする。

(4)　点検要領

ア　本部管理倉庫等

一括管理責任者は６か月ごとに１回以上、一括管理取扱者は毎月１回以上、施錠機能の異状の有無、証拠物件の整理状況の適否等を確認するなど、本部管理倉庫及び保管設備を点検すること。

イ　本部管理倉庫に保管中の証拠物件

(ｱ)　一括管理責任者は６か月ごとに１回以上、一括管理取扱者は毎月１回以上、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認するなど、保管中の証拠物件を点検すること。

(ｲ)　取扱責任者は、随時、証拠物件に係る事件の公訴時効を確認するとともに証拠物件の捜査上の留置の必要性を検討すること。

なお、取扱責任者等による証拠物件の確認は要しない。

(5)　引継要領

一括管理責任者が交替するときは、本部管理倉庫及び保管中の証拠物件に関する事務等について必要な引継ぎを行うなど、責任の所在を明確にしておくこと。

５　封印措置

封印措置は、それが執られた収納袋等について、その異状の有無を確認することをもって、在中している証拠物件の点検に代えることができるようにしたものであり、原則として次のとおりとする。

(1)　取扱要領

ア　事前検討

封印措置が執られた収納袋等については、長期間開封されないことから、時間経過に伴う変質、変形、劣化等の危険性が認められる証拠物件については、封印措置の対象としてはならず、本部管理倉庫にあっては一括管理取扱者、署等にあっては取扱責任者（以下「一括管理取扱者等」という。）が、封印措置を行うに当たり、封印措置の適否等について検討を行うこと。

イ　封印措置

(ｱ)　封印及び開披状況の明確化

封印は、封印措置を執った収納袋等が容易に開披できず、かつ、開披した際には収納袋等に必ずその痕跡が残り、封印及び開披の状況が明確に確認できるように施すこと。

(ｲ)　複数人による封印

封印は、一括管理取扱者等を含む複数人（(ｳ)において「封印者」という。）により、１点ずつ、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認した上で施すこと。

(ｳ)　封印状況及び在中物件の明示

封印措置が執られた収納袋等には、封印年月日、封印者等の封印状況及び品名、個数等の在中物件を明示すること。

ウ　開披

(ｱ)　複数人による開披

開披は、一括管理取扱者等を含む複数人（(ｲ)において「開披者」という。）により、１点ずつ、証拠物件と関係書類を照合し、証拠物件の滅失等異状の有無を確認した上で行うこと。

(ｲ)　再封印の場合

開披して一部の証拠物件を取り出した後、同一の収納袋等を用いて、残りの証拠物件について封印を施すなどの場合には、収納袋等に、開披年月日、開披者等を明示した上で、イにより、改めて封印措置を執ること。

(2)　点検及び引継要領

封印措置が執られた収納袋等に在中する証拠物件については、収納袋等の封印状況及び異状の有無を確認することをもって、３(4)及び４(4)の各証拠物件の点検に代えることができる。

6　証拠物件の管理等に関する留意事項

(1)　記録化

３の証拠物件の管理、４の一括管理又は５の封印措置を行うに当たっては、その経過、結果等について、事件ごとに確実に記録すること。

なお、各記録化に関する様式、手続要領等の必要な事項については、別に定める。

(2)　証拠物件の保管・点検の合理化

一括管理や封印措置を積極的に活用し、証拠物件の保管負担の軽減、点検等の合理化に努めること。

(3)　管理システムへの登録

証拠物件を押収したとき（押収後直ちに還付することが確実な場合を除く。）は、管理システムに必要な事項を登録すること。また、登録した証拠物件について仮出し、返納、払出し等を行う場合は、その都度、管理システムに登録するものとし、実際の証拠物件の保管状況等と整合性のある管理をしなければならない。

なお、管理システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

7　捜査上留置の必要がない証拠物件の処分の検討等

(1)　捜査上留置の必要がない証拠物件の処分の検討

検察官に送致前の証拠物件のうち、事件と関連性がない、又はその証拠としての性質や証拠価値に鑑み、捜査若しくは公判において証拠として利用できる見込みがないなどの理由により、捜査上留置の必要がないことが明らかであると認められるものについては、必要に応じ、検察官に対し、捜査上留置の必要がないことの判断に認識の違いがないことを確認の上、次の処分を検討すること。

ア　早期還付

押収物の還付を受けるべき者が判明している場合には、刑事訴訟法第222条第１項において準用する同法第123条第１項及び第124条第１項の規定により、還付を受けるべき者を十分に確認の上、早期に還付すること。

イ　還付等公告

押収物の還付を受けるべき者の所在が判明していないため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、刑事訴訟法第499条の規定による還付等公告及びその後の処分である公売、廃棄等を実施すること。

ウ　無主物かつ無価値物の廃棄

正当な権原を有する者が所有権を放棄したこと等により無主物かつ無価値物であることが明らかな場合又は事件現場等の状況から明らかに無主物かつ無価値物と認められる場合には、警察において押収物を廃棄することが可能であるため、事件指揮簿により本部長又は署長から必要な指揮を受け、犯罪捜査規範別記様式第10号の廃棄処分書等を作成し、その経過を確実に記録した上で廃棄すること。

(2)　その他の証拠物件の保管負担の軽減に向けた措置

(1)のほか、検察官から証拠物件の保管委託を受け、警察において証拠物件を保管している場合には、検察官との連絡を密にし、必要に応じ、捜査上及び公判対策上留置の必要がある証拠物件であるか否かなどに関する検討を

促し、証拠物件の早期処分を働きかけること。

(3)　証拠物件の処分経過の記録化

(1)により処分を行う証拠物件については、物の存在、形状等について疑義が生じないよう、当該処分に当たり、写真撮影等により記録するよう努めること。

8　特異な証拠物件に関する留意事項

(1)　遺留資料

ア　手続の適正確保

事件現場やその周辺に遺留された資料（以下「遺留資料」という。）を発見した場合には、原則としてこれを直ちに差押え、任意提出又は遺留領置の手続により押収し、証拠化すること。また、遺留資料の中には、たばこの吸い殻、ちり紙、毛髪等（以下「たばこの吸い殻等」という。）の無主物かつ無価値物であって、事件現場等では事件との関連性や証拠価値の有無が明らかでないものもあるが、このような資料についても、可能な限り速やかに証拠化の要否を判断すること。

イ　適正な収集及び保存

客観証拠の証明力を公判において的確に立証するためには、資料の収集及び保存を一層適正に行うとともに、その状況を記録することが必要であるところ、遺留資料を収集する際には、遺留状況や採取状況を写真撮影等により記録するとともに、滅失等の防止措置を講じた上で保管し、管理状況を書面に記録するなど、適正な収集及び保存を徹底すること。

ウ　遺留領置を差し控えるべき場合

たばこの吸い殻等、その物件が客観的に無価値と認められる物件であっても、被疑者その他の者の居宅敷地内に存在するなどして、被疑者等が所有権の侵害等を主張することが想定される場合には、遺留領置は控え、可能な限り、令状による差押えを行い、又は任意提出を受けること。

エ　検察官との早期かつ的確な情報共有

遺留資料を含む証拠資料については、検察官と早期かつ的確に情報共有を行うよう努めること。特に、裁判員裁判対象事件及び社会的反響の大きい事件に関しては、検察官とより一層緊密に連携し、遺留資料及びこれに関する捜査資料について、適時適切に検察官に通知した上で、必要に応じ、それらの送致、廃棄、還付等の措置について協議すること。

(2)　ＤＮＡ型鑑定資料等

ア　ＤＮＡ型鑑定資料等の保管に当たっては、鑑定の有無にかかわらず、冷凍し、又は乾燥させるなど適切な方法により、その変質を防止するなど、

証拠価値を保全するとともに汚染防止及び同一性の確保に配意すること。

イ　ＤＮＡ型鑑定資料等は、次のとおり解凍を確実に防止すること。

(ｱ)　停電等の異常が発生した場合には、復旧見込み時間に応じて、非常用電源、可搬式発電機等を使用すること。

(ｲ)　鑑定嘱託等のためＤＮＡ型鑑定資料等の仮出し等を行う場合には、長時間常温下に置かれないようクーラーボックス等を用いて保管、搬送等すること。

(3)　電磁的記録媒体及び端末装置

ア　押収時

(ｱ)　電磁的記録媒体及び端末装置（以下「電磁的記録媒体等」という。）に係る押収については、必要な電磁的記録が記録されている電磁的記録媒体等を押収する場合と、必要な電磁的記録を別の電磁的記録媒体に複写してこれを押収する場合とが考えられるが、単に現存するファイルの確認ができれば良いのか、削除ファイルの復元も必要になり得るのかなど、捜査上の必要に応じた適切な押収方法を選択すること。

(ｲ)　ファイルの更新日時等が証拠となることもあることから、押収現場において、端末装置の操作等をした場合は、その状況を捜査報告書等で明らかにすること。また、その際には、情報通信部情報技術解析課（以下「情報技術解析課」という。）と連携するなど、電磁的記録の慎重な取扱いに努めること。

(ｳ)　周辺機器と接続された端末装置等を押収する際には、解析時に押収時の状況を再現できるよう、接続状況等を明らかにする図面の作成、写真撮影等を行うこと。

イ　解析時

(ｱ)　押収した電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録が改変、消去等されることを防ぐため、複写した電磁的記録を対象として解析を行うこと。ただし、電磁的記録の複写が困難であり、押収した電磁的記録媒体に記録されている電磁的記録を直接解析する場合は、書き込み防止装置を使用するなど解析対象物への書き込みを防止する措置を講じた後、解析を行うこと。

なお、押収した電磁的記録媒体に当該措置を講ずることができない場合は、端末装置の操作等に係る状況を捜査報告書等で明らかにすること。

(ｲ)　削除ファイルの復元等、解析に高度な技術が伴う場合には、情報技術解析課に依頼するなど、証拠価値を損なうことのないよう配慮して解析

を行うこと。

ウ　保管時

電磁的記録媒体等は、外的要因による故障、電磁的記録の消失等のおそれがあることから、保管する電磁的記録媒体等の特性に応じ、日光、磁気、高温等を避けるなどの措置を講じて適切に保管すること。

(4)　運搬又は保管に不便な証拠物件

運搬又は保管に不便な証拠物件について、保管設備や一括管理により保管せず、刑事訴訟法第121条等に基づき、看守者を置き、又は所有者その他の者に承諾を得て保管させるときは、盗難、滅失等を防止させるため、相当な保管方法を執るよう依頼し、できる限り司法警察職員捜査書類基本書式例（平成12年３月30日最高検企第54号）様式第39号の保管請書を徴すること。

9　捜査事故

証拠物件について紛失等の事故が発生したときは、本部管理倉庫にあっては一括管理責任者に、署等にあっては管理責任者に速やかに報告すること。この場合において、一括管理責任者又は管理責任者は、速やかに犯罪捜査規範別記様式第25号の捜査事故簿により、その経過、処理等を県本部事件主管課を経由して本部長に報告しなければならない。